

港湾計画・海岸保全基本計画に位置づけられている未着工施設整備事業※のうち、必要性・緊急性、政策との整合性、関係者との調整状況並びに予算の状況を勘案して選定。

## ① 必要性・緊急性

(例)・ 貨物量増大への対応

- ・ 大規模地震・津波対策
- ・ 施設の老朽化の度合い
- ・ 周辺企業の新たな立地、立地企業の生産機能の増強 等

※ 計画への位置づけの手続き中のものを含む。

(参考)

- ・ 港湾計画に位置づけられていて、未着工の岸壁については、水深7.5m以上のもので約300施設ある。
- ・ 海岸保全基本計画に位置づけられていて、東海・東南海・南海地震等の発生が懸念される地域については、港湾局所管で約300海岸ある。

## ② 政策との整合性

(例)・ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

- ・ 国土交通省成長戦略(平成22年5月17日 国土交通省成長戦略会議)
- ・ 「国際コンテナ戦略港湾」、「国際バルク戦略港湾」 等

## ③ 関係者との調整状況

(例)・ 利用企業との調整

- ・ 直轄事業負担金の負担者である港湾管理者・海岸管理者との調整

## 平成24年度新規事業候補として今回お諮りしたい事業

- ① 釧路港西港区 第2ふ頭地区 国際物流ターミナル整備事業
- ② 茨城港常陸那珂港区 中央ふ頭地区 国際物流ターミナル整備事業
- ③ 三河港 神野地区 国際物流ターミナル整備事業
- ④ 大阪港 北港南地区 国際海上コンテナターミナル整備事業
- ⑤ 広島港 廿日市地区 航路・泊地整備事業
- ⑥ 境港 外港中野地区 国際物流ターミナル整備事業
- ⑦ 高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業

# 平成24年度新規事業候補 位置図

